

原付・オートバイ・ 軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税は、4月1日現在の車両の所有者に、主たる定置場（駐車場所）が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。

なお名義人が死亡しており、変更の届け出がない場合は、町で指定した方に納税通知書を発送しますのでご了承ください。



原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）、小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフトなど）の皆野町ナンバーは、税務課窓口にて手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識（ナンバー）、印鑑
転出した・廃車する	標識（ナンバー）、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受ける方の印鑑

なお、町外の方に譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。また、盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きにお越しください。



オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

下記の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク（125cc超）	熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会熊谷支所 ☎048-574-1662

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

確定申告はお済みですか？

申告・納付は
お早めに

申告・納付の期限

平成24年分の所得税→3月15日(金)

平成24年分の個人事業者の消費税・地方消費税→4月1日(月)

問合せ 秩父税務署個人課税部門

☎22-4433